

IT利活用の裾野拡大を阻害する 規制・制度の見直し

「法令等により書面による保存、交付等が規定されている事案の洗い出し」について

(世界最先端IT国家創造宣言 工程表
(平成26年6月24日改定項目))

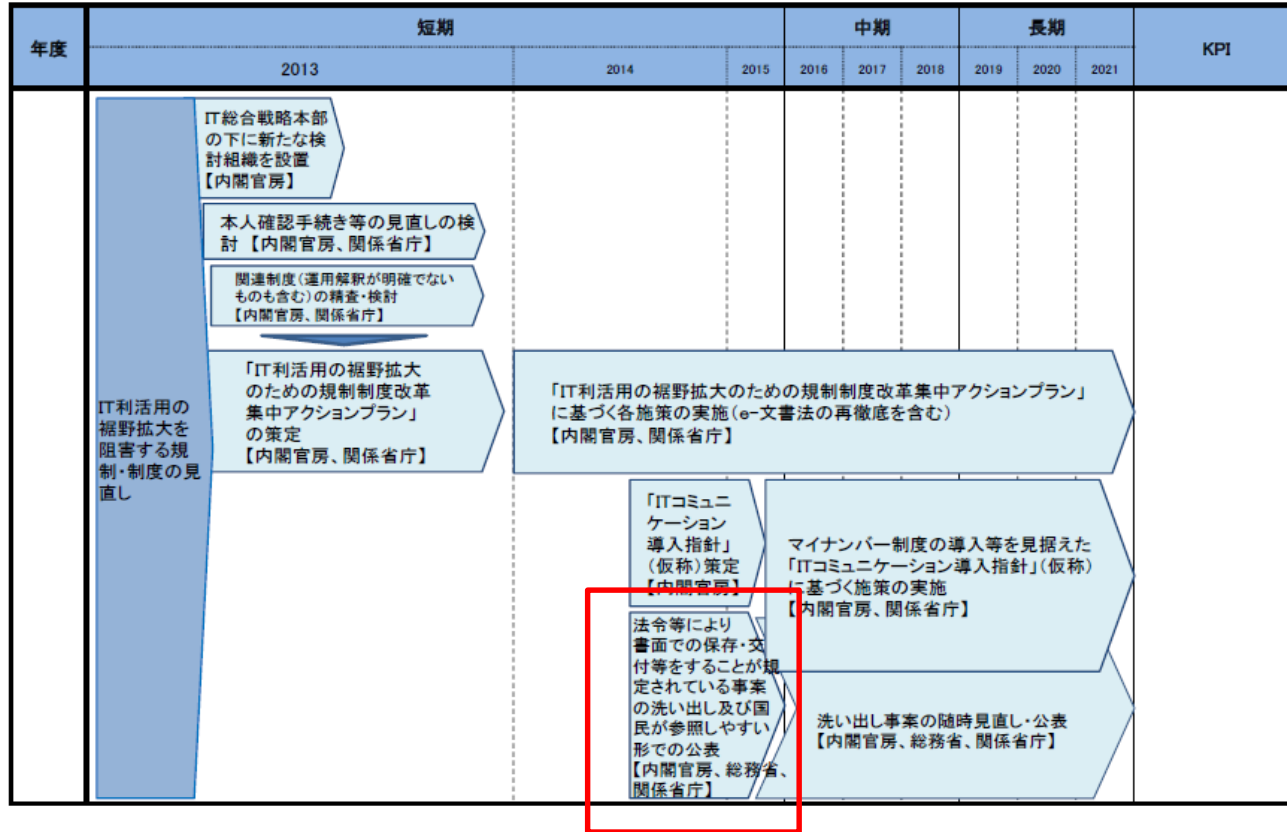
平成27年2月3日

内閣官房IT総合戦略室

1) 背景 世界最先端IT国家創造宣言のアクションプラン

世界最先端IT国家創造宣言(平成26年6月改定)におけるアクションプランに基づき、昨年当初「e-文書法の再徹底にかかると調査」を実施。

実施スケジュール (5. 規制改革と環境整備)



同調査の対象は、全ての法令等をカバーするものでないことから、今般、手続全体の把握を行い、その中から電磁的保存等が可能なもののPDCAを回していくこととする。

1) 背景 IT関連の制度改革(これまでの経緯)

各府省において既存の制度ごとの検討・措置

各府省で既存の制度ごとに検討し、法令で書面による作成、保存、縦覧等、公布等について、電磁的方法で行うことができるよう規制緩和

IT書面一括化法の制定(平成12年)

民-民

民間事業者等の取引において、法律で書面による交付等を義務づけている場合も、電磁的方法により交付等が可能となる。

商法等の一部改正(平成13年)

民-民

議決権行使におけるインターネット等の利用、法令で書面による保存等が義務づけられている損益計算書などの会社関係書類の電磁的記録による保存等が容認される。

行政手続オンライン化法の制定(平成14年)

官-民

民間事業者等が行政機関等に対して申請を行う場合、行政機関等が民間事業者等に対して処分通知を発出する場合、行政機関等の行政文書の作成、保存を原則全て電子的に行うことが可能となる。

e-文書法の制定(平成16年)

民-民

民間事業者等は、法令の規定において書面により行わなければならないとされている保存等について、主務省令で定めることにより、書面の保存等に代えて当該書面にかかる電磁的記録による保存等が可能となる。

マイナンバー法の制定(平成25年)

マイナンバーの活用により、①行政事務を処理する者は効率的な情報管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者間との迅速な情報の授受が可能となる、②申請、届出等の手続きの簡素化による国民の負担軽減及び本人確認の簡易な手段等の利便性の向上などが可能となる。

2) 現状分析 3類型

- ・手続は、実施主体と受け手により、3類型(官-民、地方-民、民-民)に分類することができる。
- ・過去には、全てについて調査されているが、定期フォローアップされているものは一部のみ。

官－民

- ・「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「オンライン化法」という)」10条調査(総務省が実施する法定調査。国の行政機関、独立行政法人等が行うオンライン手続に関する実態を把握)が毎年実施されている
- ・しかし、H14年調査時点において、オンライン化可能としているものの実態調査に限られており、システム化未対応とされたものについてのフォローアップは行われていない

地方－民

- ・上記同様、H14年当時に調査を実施、全体感を把握
- ・その後、全府省を対象としたフォローアップは行われていない

民－民

- ・H12年に実施された「IT担当大臣による総点検の指示等について」の調査で全体感を把握済み。その後、オンライン化対応可能とされたものは、法改正や施行規則の制定が行われた(IT書面一括法(H12・交付)、e-文書法(H17・保存))
- ・ただし、交付・保存について、新たに対象となる法令等のアップデートがされていない
- ・また、交付・保存以外の、署名、縦覧等が義務付けられる手続は調査時点以降のフォローアップがされていない

2) 現状分析

3 類型別 調査取組の推移

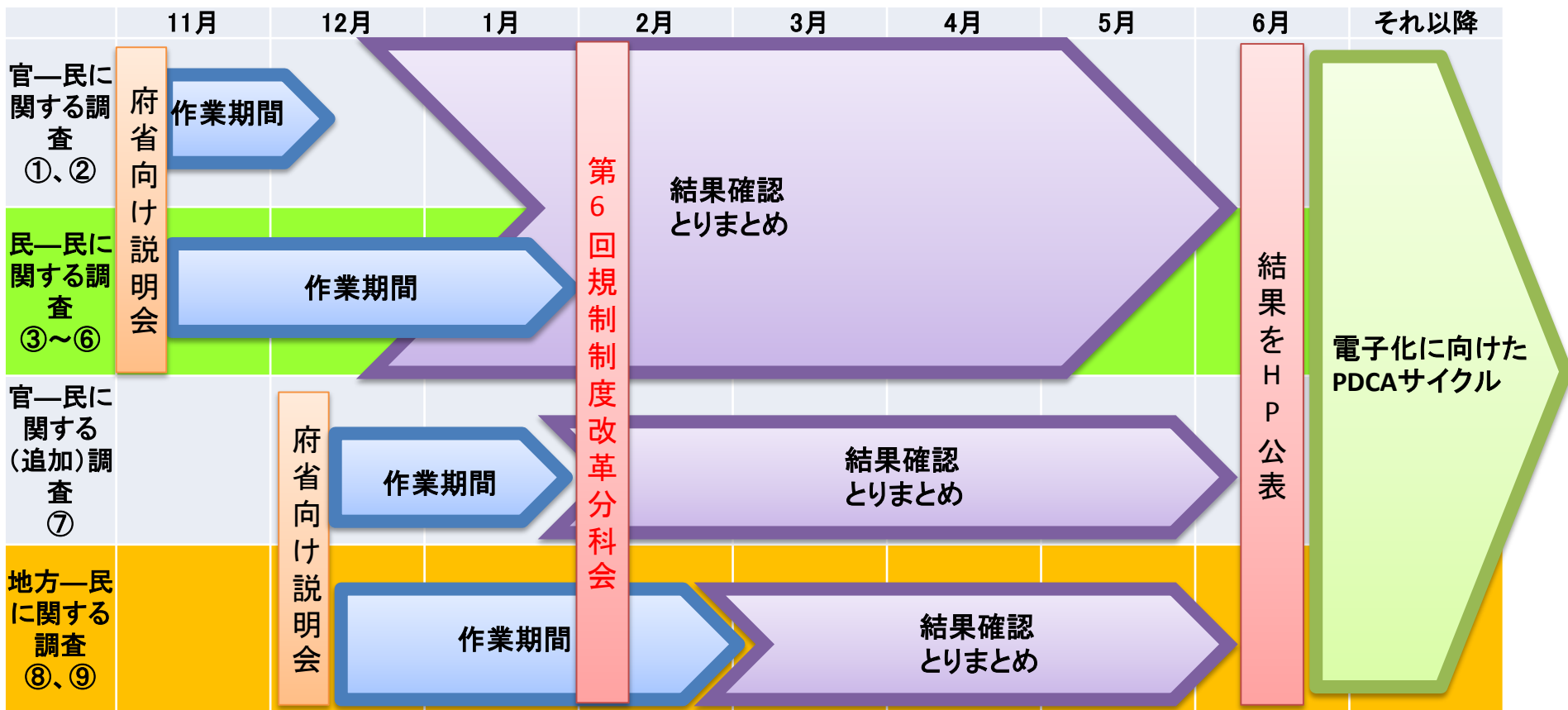
		11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年		
官—民	オンライン化対象				実態把握・各省APの策定	総務省による実態把握の法定調査						総務省による実態把握の法定調査							
	オンライン化非対象					※その後の実態把握なし						※その後の実態把握なし							
地方—民	オンライン化対象					※その後の実態把握なし													
	オンライン化非対象					※その後のオンライン化が可能な法令の洗い出しが行われていない													
民—民	(「書面一括法」) 交付	オンライン化対象			※オンライン化が可能な法令を改正。その後の実態把握なし														
		オンライン化非対象			※調査の際に、オンライン化の対象外となったもの及び、その後、オンライン化が可能な法令の洗い出しが行われていない														
	(「e-文書法」) 保存	オンライン化対象		実態把握					調査	※文書の電子保存が可能な法令が特定されたが、その後のアップデートはされていない									
		オンライン化非対象																調査	
	上記以外の手続き						※実態把握したのみで、その後のフォローアップがされていない												

IT室による全数把握調査の開始

3) 作業報告

全体スケジュール

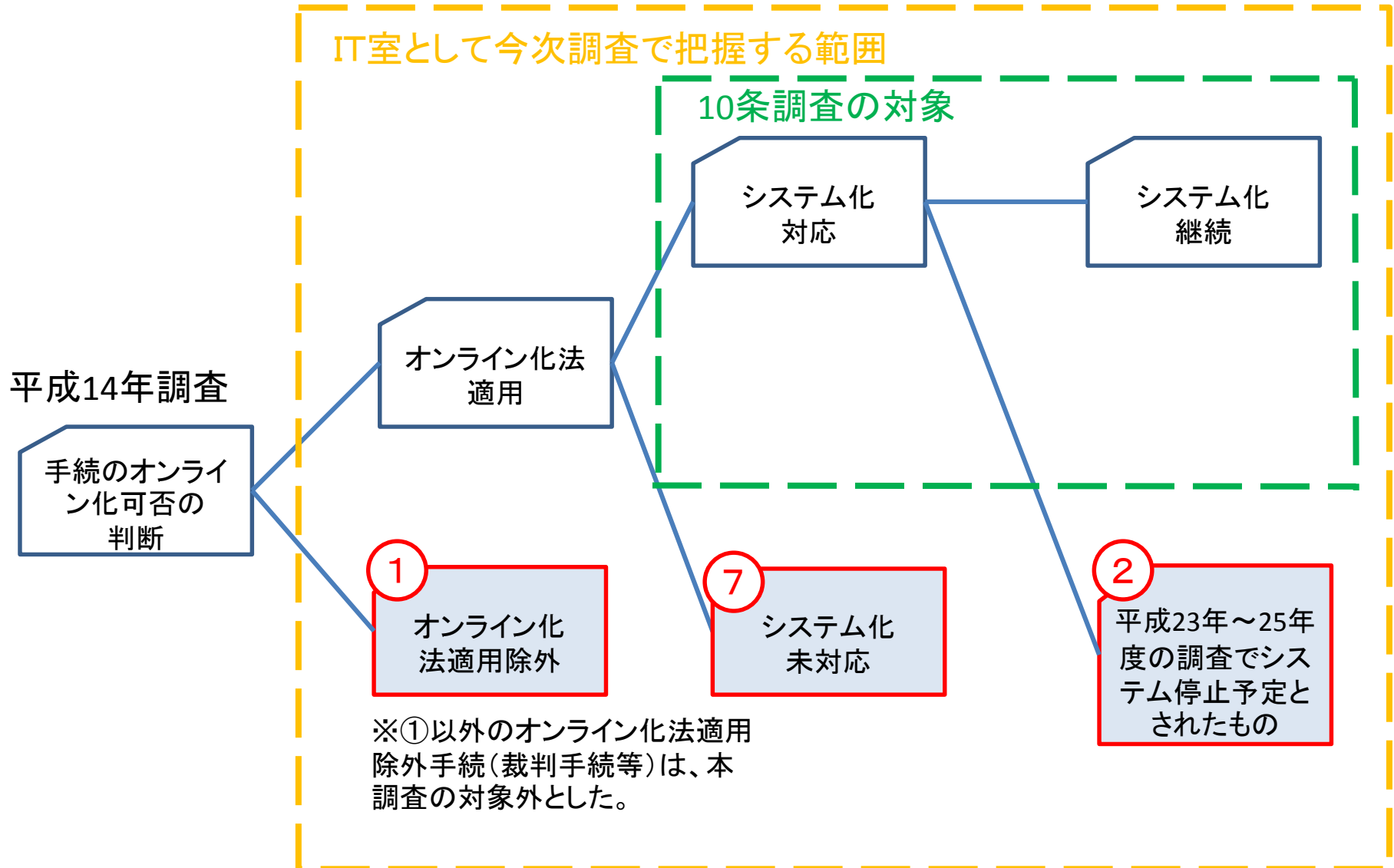
IT総合戦略室にて、昨年11月より、各府省向け説明会を実施し、作業依頼中
(平成26年3月31日時点の状況)



※必要に応じて分科会等を開催

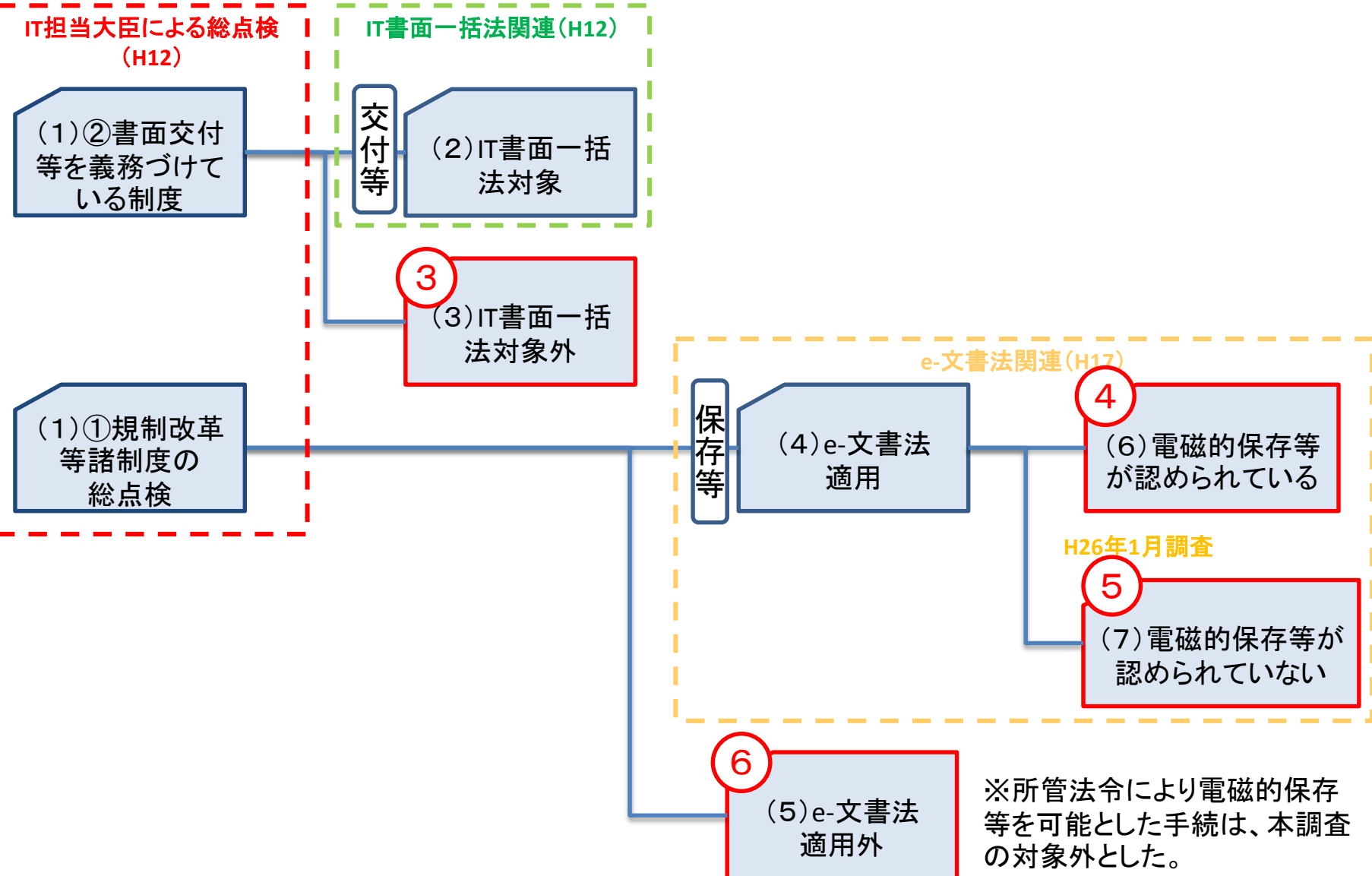
3) 作業報告

調査範囲(官一民)



3) 作業報告

調査範囲(民一民)



※所管法令により電磁的保存等を可能とした手続は、本調査の対象外とした。

3) 作業報告

調査範囲(地方一民)

IT室として今次調査で把握する範囲

14年調査 成果物

アクション・プランの拡充・見直しについて(依頼)(平成14年1月15日)

Ⅲ 1 (2) 個別手続のオンライン化条件整備計画
Ⅲ 1 (2) ④ オンライン化条件整備が困難な手続名とその理由

8
現在、オンライン化条件整備済み

現在、オンライン化条件整備 未対応

9
14年調査以降、新たに地方公共団体が扱うことになった手続

3) 作業報告 官一民調査結果(速報)

①オンライン化法適用除外手続

7条別表で適用除外手続が規定されており、その総件数は133件

＜オンライン化が困難な理由＞

- ・現物を要する 例:旅券法に基づく一般旅券の交付
- ・出頭又は対面を要する 例:国税通則法に基づく審査請求の補正に関する録取書面作成(審査請求人の出頭・陳述必要)

②平成14年の調査以後、システム化推進の観点から、過去システム化の措置をとったが、費用対効果等の観点から、平成23年～25年度の調査でシステム停止予定とされた手続

システム化停止総件数は4608件

＜停止理由＞

- (a) 年間の申請件数が少ない(又は全く無い)(698件)
- (b) オンラインによる申請件数が少ない(又は全く無い)(3904件)
- (c) 手続き自体がなくなった(6件)

⇒オンライン化が困難な理由については、内閣官房IT総合戦略室で引き続き精査